

施行番号 27410-427-1234 工事名 _____

主任監督員 _____ 印 _____

凡例	<input checked="" type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分						契約課
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長	所長(支所長)	
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											注) 参事は工事検査担当とする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

<input type="checkbox"/>	設計図書の照査	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
<input type="checkbox"/>	契約図書等の使用制限	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

<input checked="" type="checkbox"/>	一般事項	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	記載内容の一部省略	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる
<input type="checkbox"/>	重要構造物	施工管理	-	-		施工計画書へ記載			設計図書の読み間違いや測定の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	変更施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	詳細施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出

1-1-1-5 コリنز (CORINS) への登録

<input type="checkbox"/>	受注 (確認)	<input type="checkbox"/>	受注 (提示)	施工体制	確認	-		△	△	○	-	-	-	-	受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認
<input type="checkbox"/>	変更 (確認)	<input type="checkbox"/>	変更 (提示)	施工体制	確認	-		△	△	○	-	-	-	-	登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示
<input type="checkbox"/>	完成 (確認)	<input type="checkbox"/>	完成 (提示)	施工体制	確認	-		△	△	○	-	-	-	-	(1-1-2-3「低価格入札者」として契約した場合、工事実績情報システム (コリنز) に工事実績情報を登録する際は、工事名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認
<input type="checkbox"/>	訂正 (確認)	<input type="checkbox"/>	訂正 (提示)	施工体制	確認	-		△	△	○	-	-	-	-	低入札技術者については主任技術者として登録し、公告等で求める資格を満たすことを確認できる資料を提示)

1-1-1-10 施工体制台帳

<input type="checkbox"/>	一般事項	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出。変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	発注者との契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			
<input type="checkbox"/>	下請契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			
<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			
<input type="checkbox"/>	監理技術者の雇用関係	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			健康保険証の写し等
<input type="checkbox"/>	専門技術者	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			資格及び雇用関係を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	施工体系図	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出。変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	施工体制台帳等変更時の処置	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	工事担当技術者台帳	施工体制	提出	受理		施工体制台帳へ添付			施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出

監督段階におけるチェックシート提出等書類編 (2/13)

凡例	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分							契約課	
					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長	所長(支所長)	参事		
<input type="checkbox"/> 原則、必須事項													
<input type="checkbox"/> 事由により生じる事項													
<input type="checkbox"/> 別書類への記載又は添付事項													

注) 参事は工事検査担当とする。

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

<input type="checkbox"/> 独自の調査・試験を行う場合の処置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない
---	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

1-1-1-13 工事の一時中止

<input type="checkbox"/> 基本計画書の作成	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出
-----------------------------------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	---

1-1-1-16 支給材料及びび貨与品

<input type="checkbox"/> 支給品精算書、支給材料精算書	施工管理	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	-	工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出
<input type="checkbox"/> 修理等	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								支給材料及び貨与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない

1-1-1-17 工事現場発生品

<input type="checkbox"/> 現場発生品調書	施工管理	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	-	監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出
----------------------------------	------	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--

1-1-1-18 建設副産物

<input type="checkbox"/> 一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿								掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議
<input type="checkbox"/> 一般事項	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/> マニフェスト	施工管理	提示	-		○	○	△	-	-	-	-	-	適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示
<input type="checkbox"/> 再生資源利用計画	施工管理	提出	-		施工計画書へ記載								土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出（1-1-2-7 請負代金額100万円以上の工事）
<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画	施工管理	提出	-		施工計画書へ記載								建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出（1-1-2-7 請負代金額100万円以上の工事）
<input type="checkbox"/> 再生資源利用実施書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								再資源化等が完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用実施書」を監督職員に提出
<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								再資源化等が完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出

1-1-1-19 工事完成図

<input type="checkbox"/> 工事完成図の作成	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								各種ブロック製作等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる
-----------------------------------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

1-1-1-20 工事完成検査

<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成通知書	-	提出	收受		○	○	○	○	○	○	-	-	建設工事請負契約約款第31条規定に基づき、完成通知書を監督職員に提出（1-1-2-8 工期の終期日の13日前まで）
---	---	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1-1-1-21 既済部分検査等

<input type="checkbox"/> 出来高に関する資料	-	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	建設工事請負契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出
<input type="checkbox"/> 履行報告書	-	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出

1-1-1-23 施工管理

<input type="checkbox"/> 標示板の設置の省略	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる
<input type="checkbox"/> 周辺への影響防止	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿								影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議
<input checked="" type="checkbox"/> 記録及び関係書類	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿								土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出
<input type="checkbox"/> 記録及び関係書類	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿								土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行う
<input type="checkbox"/> 貸与機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿								発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあつては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分						契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長	所長(支所長)		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項												

1-1-1-24 履行報告

<input type="checkbox"/>	工事履行報告書	-	提出	受理			○	○	-	-	-	-	-	-	建設工事請負契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------------------

1-1-1-26 工事中の安全確保

<input type="checkbox"/>	第三者の立入り禁止措置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿									工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする
<input type="checkbox"/>	イメージアップ実施内容	-	-	-		施工計画書へ記載									具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載し、提出
<input type="checkbox"/>	イメージアップ実施写真	-	-	-		工事写真									工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載									工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	地下埋設物等の調査	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿									工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告
<input type="checkbox"/>	施工の安全確保	-	-	-		施工計画書へ記載									安全対策については、施工計画書に必要事項を記載
<input type="checkbox"/>	事前調査結果報告書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿									工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し、その結果を任意様式で提出。契約書に定める工事始期日以降30日以内
<input type="checkbox"/>	接触・切断等事故防止対策計画書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿									工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し、その結果を任意様式で提出。該当工種の着手日の7日前まで
<input type="checkbox"/>	埋設物件等の場合（事前）	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	埋設物件等の場合（事後）	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	点検結果の報告	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿									防護対策等の状況を日々点検し、結果について監督職員に報告

1-1-1-27 爆破及び火災の防止

<input type="checkbox"/>	火気の使用	-	-	-		施工計画書へ記載									火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載
--------------------------	-------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1-1-1-29 事故報告書

<input type="checkbox"/>	工事事故報告書	-	提出	受理			○	○	○	○	○	○	○	-	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに工事事故報告書を提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--

1-1-1-30 環境対策

<input type="checkbox"/>	苦情対応	工程管理	報告	受理		工事打ち合わせ簿									第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告
<input type="checkbox"/>	注意義務	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿									工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	排出ガス対策型建設機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									監督職員が認めた場合は、「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または民間開発建設技術の技術審査・証明事業等により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	低騒音型・低振動型建設機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議
<input type="checkbox"/>	特定調達品目	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	特定調達品目	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿									調達実績の集計結果を監督職員に提出

1-1-1-31 文化財の保護

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿									工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

1-1-1-32 交通安全管理

<input type="checkbox"/>	交通安全等輸送計画	-	-	-		施工計画書へ記載						ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	適正な交通誘導	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること。なお、配置については、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	交通誘導員の配置計画	-	-	-		施工計画書へ記載						現道上の作業においては、円滑(公平)な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	交通誘導員の配置計画	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議

1-1-1-33 施設管理

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	---

1-1-1-34 諸法令の遵守

<input type="checkbox"/>	不適当な契約図書の措置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議
--------------------------	-------------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--

1-1-1-35 官公庁等への手続等

<input type="checkbox"/>	諸手続きの提示、提出	対外関係	提示	提出	-	受理						諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示 監督職員から請求があった場合は、写しを提出
<input type="checkbox"/>	許可承諾条件の遵守	-	協議	指示								許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	交渉内容明確化	-	報告	受理	指示							交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

<input type="checkbox"/>	施工時間の変更	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	休日又は夜間の作業連絡	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿						設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出

1-1-1-37 工事測量

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	提出	受理								測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出
<input type="checkbox"/>	一般事項	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿						工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、測量結果を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	工用測量標の取扱い	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿						受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる
<input type="checkbox"/>	工用測量標の取扱い	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議

1-1-1-38 不可抗力による損害

<input type="checkbox"/>	工事災害の報告	-	通知	收受			○	○	○	○	○	○	-	-	災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が建設工事請負契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知
--------------------------	---------	---	----	----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1-1-1-39 特許権等

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿						特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議			
<input type="checkbox"/>	保全措置	-	協議	指示			○	○	○	○	○	○	-	-	業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

<input type="checkbox"/>	掛金収納書の提出	施工体制	報告	收受			○	○	○	-	-	-	-	-	受注者は、請負代金額が300万円以上の工事においては、建設業退職金共済制度における共済証を購入した場合は、その購入状況を工事完成時まで書面で報告。共済証を購入しなかった場合には、その理由を書面により発注者に報告
--------------------------	----------	------	----	----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1-1-1-41 臨機の措置

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	通知	受理		工事打ち合わせ簿						災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	不具合等発生時の措置	-	通知	受理		工事打ち合わせ簿						工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合、その内容を監督職員に直ちに通知

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第2節 総則 (広島県 (1))

1-1-2-2 施工計画書

<input type="checkbox"/>	総合評価方式	-	-	-		施工計画書へ記載							提出した技術資料に記載した内容について、施工計画書に記載
--------------------------	--------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	--	--	------------------------------

1-1-2-4 工事の下請負

<input type="checkbox"/>	重層下請の防止		提出	收受									真に止むを得ない理由により、一式工事として発注しようとする場合は、あらかじめ下請工事を土木一式工事(建築一式工事)として発注する理由書を提出
<input type="checkbox"/>	県外業者を下請業者とする場合の理由書	施工体制	提出	收受									県外に主たる営業所・本店を有する業者に発注する場合は、あらかじめ県外業者を下請業者とする理由書を提出

1-1-2-5 施工体制台帳

<input type="checkbox"/>	役割分担表	施工体制	提出	報告	受理								施工体制台帳と併せて工事現場に備えるとともに、監督職員に提出。「施工体制台帳」等と同様に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出。施工体制台帳の作成をしない場合(法令による場合も含む)は、監督職員に報告
--------------------------	-------	------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	---

1-1-2-7 建設副産物

<input type="checkbox"/>	建設リサイクル法	-	提出	受理									落札決定通知の日から5日以内に、発注者(工事担当課)に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者(契約担当課)に対して、「法13条及び省令第4条に基づく書面」を提出
<input type="checkbox"/>	建設リサイクル法	-	報告	受理									受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告
<input type="checkbox"/>	建設副産物情報交換システム	-	協議	指示									建設副産物が発生及び再生資源を利用する工事のうち、請負代金額100万円以上の工事は施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行う。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	広島県土砂条例に基づく届出	-	提出	受理									搬出先の施設が広島県土砂条例の規制を受ける場合は、その施設が土砂を適正に処理している資料(広島県土砂条例に係る受理書又は許可書の写し等)を提出
<input type="checkbox"/>	広島県土砂条例に基づく届出	-	協議	指示									工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により、指定した処分地が確保できない場合は、監督職員と設計図書の内容に関して協議

1-1-2-11 環境対策

<input type="checkbox"/>	材料	-	協議	指示									材料について、該当するものは登録リサイクル製品を使用しなければならない。ただし、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	登録証	-	提出	受理									登録リサイクル製品を使用する場合は、「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出
<input type="checkbox"/>	使用実績	-	-	-									登録リサイクル製品を使用した場合は、その使用実績(登録番号、使用量等)について監督職員の確認を受け、別途、広島県環境県民局循環型社会課へ報告

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分						契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長	所長(支所長)		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項												

第3節 総則 (広島県 (2))

1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更

<input type="checkbox"/>	技術者変更の事由	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿							施工中の主任技術者及び監理技術者の変更についてはいずれかに該当する場合は、協議
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	---

1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

<input type="checkbox"/>	現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	建設工事請負契約款第10条に基づき契約締結後14日以内に監督職員を通じて発注者に提出。これらを変更した場合も同様
<input type="checkbox"/>	資格証明	配置技術	-	-		添付							建設業法等により必要となる資格を証明できるものの写しを添付(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付)
<input type="checkbox"/>	監理技術者資格者証	配置技術	-	-		添付							監理技術者資格者証の写し(表、裏とも)及び指定講習受講修了証の写しを添付
<input type="checkbox"/>	雇用関係の確認	-	-	-		添付							現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付
<input type="checkbox"/>	誓約書	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届」には、各号に定める誓約書を添付しなければならない。

1-1-3-4 主要資材の購入

<input type="checkbox"/>	主要資材購入先名簿	-	通知	收受		○	○	○	○	-	-	-	資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督職員を通じて発注者に通知
<input type="checkbox"/>	理由書	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	県外に主たる営業所・本店を有する者から購入する場合は、あらかじめ県外業者を主要資材の購入先とする理由書を提出

1-1-3-5 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

<input type="checkbox"/>	責任者の配置	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿							暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第2項に規定される講習(以下「講習」という。)を受講し、その修了書の写しを速やかに提出
<input type="checkbox"/>	不当介入	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿							暴力団等から不当要求又は工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告
<input type="checkbox"/>	被害届	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿							暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告
<input type="checkbox"/>	被害届受理証明書	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	当該被害により、工期の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、発注者に工期延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第2章 土工

第2節 適用すべき諸基準

<input type="checkbox"/>	適用規定	-	承諾協議	承諾指示		工事打ち合わせ簿			設計図書において特に定めのない事項については、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議
--------------------------	------	---	------	------	--	----------	--	--	--

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1-2-3-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	発生土の受入れ地等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載			建設発生土処理にあたり施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき次の事項を施工計画書に記載 (1) 処理方法(場所・形状等)、(2) 排水計画、(3) 場内維持等
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地の実測	-	提出承諾	受理承諾		工事打ち合わせ簿			建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	伐開発生物の処理方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-3-2 掘削工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	承諾協議	承諾指示		工事打ち合わせ簿			特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議通知	指示受理		工事打ち合わせ簿			掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知

1-2-3-3 盛土工

<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議通知	指示受理		工事打ち合わせ簿			盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	採取場の実測	-	提出承諾	受理承諾		工事打ち合わせ簿			土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一段階の盛土高さ	-	承諾協議	承諾指示		工事打ち合わせ簿			軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手
<input type="checkbox"/>	異常時の処置(軟弱地盤)	-	協議通知	指示受理		工事打ち合わせ簿			軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	押さえ盛土の施工計画	-	-	-		施工計画書へ記載			砂防土工における斜面対策としての盛土工(押さえ盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映

1-2-3-4 盛土補強工

<input type="checkbox"/>	盛土材の確認	-	承諾協議	承諾指示		工事打ち合わせ簿			受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	基盤面の排水処理	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	盛土横断方向の面状補強材	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に縦ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	敷設困難な場合の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	壁面工の段数	-	承諾協議	承諾指示		工事打ち合わせ簿			盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	壁面工付近等の締固め	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	壁面変位の観測	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-3-5 法面整形工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	崩壊のおそれのある箇所等の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第4節 道路土工

1-2-4-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	湧水処理	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載			建設発生土処理にあたり施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき次の事項を施工計画書に記載 (1) 処理方法(場所・形状等)、(2) 排水計画、(3) 場内維持等
<input type="checkbox"/>	建設発生土受入れ地の実測	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿			土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	伐開発生物の処理方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	一段階の盛土高さ	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手
<input type="checkbox"/>	異常時の処置(軟弱地盤)	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議。緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知

1-2-4-2 掘削工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	自然崩壊等異常時の処理	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	路床面の支持力	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	硬岩掘削時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復

1-2-4-3 路体盛土工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議 ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	採取場の実測	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿			土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-4-4 路床盛土工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	異常時の処置	-	協議 通知	指示 受理		工事打ち合わせ簿			路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督職員と協議 ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知
<input type="checkbox"/>	土の採取	-	提出 承諾	受理 承諾		工事打ち合わせ簿			土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出 ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾
<input type="checkbox"/>	採取場の維持及び修復	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議

1-2-4-5 法面整形工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--------------------------------------

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 レディーミクストコンクリート

<input type="checkbox"/>	適用規定 (2)	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--	--	--

第2節 適用すべき諸基準

<input type="checkbox"/>	適用規定	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			設計図書において特に定めのない事項については、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	塩分の浸透防止	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議

第3節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	水セメント比が満足しない場合	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を設計図書に関して監督職員に承諾を受けて使用することができる
<input type="checkbox"/>	スランブが異なる製品を使用する場合	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			施工上の都合等から、表または特記仕様書とスランブが異なる製品を使用する場合は、入札時の技術提案において「可」評価を得たもの、または、施工方法及び同等以上の品質が確保できる根拠を添えて監督職員の承諾を得たものを使用することができる。

1-3-3-2 工場の選定

<input type="checkbox"/>	JIS 以外のレディーミクストコンクリート	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を、使用するまでに監督職員へ提出
--------------------------	-----------------------	---	----	----	--	----------	--	--	---

1-3-3-3 配合

<input type="checkbox"/>	材料変更等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議
--------------------------	-------	---	----	----	--	----------	--	--	--

第4節 コンクリートミキサー船

1-3-4-2 コンクリートミキサー船の選定

<input type="checkbox"/>	コンクリートミキサー船の選定	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	----------------	---	----	----	--	----------	--	--	---

第5節 現場練りコンクリート

1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ

<input type="checkbox"/>	計量装置	-	-	-		施工計画書へ記載			各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載
<input type="checkbox"/>	材料の計量	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JISA1111若しくはJISA1125又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない
<input type="checkbox"/>	材料の計量	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議
<input type="checkbox"/>	練混ぜ	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第6節 運搬・打設

1-3-6-3 運搬

<input type="checkbox"/>	トラックアジテータ	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			運搬車の使用にあたって、練りませたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさず、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議
--------------------------	-----------	---	----	----	--	----------	--	--	---

1-3-6-4 打設

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間は1.5時間以内。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載			1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	コンクリートポンプ使用時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	シュート使用時の注意	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない

1-3-6-7 打継目

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	ひび割れ誘発目地	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督職員と協議

1-3-6-9 養生

<input type="checkbox"/>	温度抑制養生	-	-	-		施工計画書へ記載			温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	蒸気養生等	-	-	-		施工計画書へ記載			蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載
<input type="checkbox"/>	蒸気養生等	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議

第7節 鉄筋工

1-3-7-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	照査	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議
--------------------------	----	---	----	----	--	----------	--	--	--

1-3-7-3 加工

<input type="checkbox"/>	鉄筋の曲げ半径	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章、標準7編第2章」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	---------	---	----	----	--	----------	--	--	--

1-3-7-4 組立て

<input type="checkbox"/>	鉄筋かぶりの確保	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--	--	---

1-3-7-5 継手

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	---

1-3-7-6 ガス圧接

<input type="checkbox"/>	圧接工の資格	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	施工できない場合の処置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第8節 型枠・支保

1-3-8-3 組立て

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	-	-		施工計画書へ記載					外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載
--------------------------	------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	-------------------------------------

1-3-8-4 取外し

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	-	-		施工計画書へ記載					設計図書に定められていない場合には、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載
--------------------------	------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	---

第9節 暑中コンクリート

1-3-9-2 施工

<input type="checkbox"/>	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載					遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載
--------------------------	-------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--	--

第10節 寒中コンクリート

1-3-10-2 施工

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿					AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	---

第12節 水中コンクリート

1-3-12-2 施工

<input type="checkbox"/>	水中コンクリートの打設方法	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿					ケーシング、トレミー又はコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議
<input type="checkbox"/>	底開き箱及び底開き袋による打設	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない

1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート

<input type="checkbox"/>	水平打継目の設置位置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿					干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
--------------------------	------------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--

第13節 水中不分離性コンクリート

1-3-13-3 コンクリートの製造

<input type="checkbox"/>	練混ぜ	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿					コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督職員と協議
--------------------------	-----	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	---

第14節 プレバックドコンクリート

1-3-14-3 施工

<input type="checkbox"/>	型枠	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	注入管の配置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	注入	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない

第16節 水抜き工

<input type="checkbox"/>	水抜き工	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿					構造上これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得て、排水孔(硬質塩化ビニールVU管)を2.5m ² 当たり1か所とし、孔の大きさは呼び径50として設置し、土砂流出防止網(ANマット150×150溶着形と同等品以上)を使用することができる。
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第2編 材料編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

<input type="checkbox"/>	一般事項	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出
<input type="checkbox"/>	試験を行う工事材料	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	見本・品質証明資料	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	海外の建設資材の品質証明	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出

第3節 再生材

<input type="checkbox"/>	再生材	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			工事に使用する材料について、該当するものは再生材を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議
--------------------------	-----	---	----	----	--	----------	--	--	---

第2章 土木工事材料

第2節 石

2-2-2-7 その他の砂利、砕石、砂

<input type="checkbox"/>	再生コンクリート砂	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出
--------------------------	-----------	---	----	----	--	----------	--	--	--

第7節 セメントコンクリート製品

2-2-7-1 一般事項

<input type="checkbox"/>	塩化物含有量	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない
<input type="checkbox"/>	アルカリ骨材反応抑制対策	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出

凡例	<input type="checkbox"/>	原則、必須事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分					契約課	注) 参事は工事検査担当とする。
	<input type="checkbox"/>	事由により生じる事項					一般監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長		
	<input type="checkbox"/>	別書類への記載又は添付事項											

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-2 請負代金内訳書

<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	施工体制	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	建設工事請負契約約款第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、発注者が必要と認めるときは、監督職員を通じて発注者に提出
--------------------------	---------	------	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--

3-1-1-3 工程表

<input type="checkbox"/>	工程表	施工体制	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	-	建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を作成し、発注者が必要と認めるときは、監督職員を経由して発注者に提出
--------------------------	-----	------	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等

<input type="checkbox"/>	立会依頼書の提出	施工管理	提出	-		○	△	△	-	-	-	-	-	監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	段階確認	-	提出	-		○	△	△	-	-	-	-	-	事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	確認を受けた書面	-	提出	-		○	△	△	-	-	-	-	-	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出

3-1-1-7 数量の算出

<input type="checkbox"/>	出来形数量の提出	施工管理	提出	受理										土木工事数量算出要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出
--------------------------	----------	------	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3-1-1-8 品質証明

<input type="checkbox"/>	品質確認結果の提出	-	提出	受理										品質証明に従事する者が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間検査をいう)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出
<input type="checkbox"/>	品質証明員の資格	-	承諾	承諾										品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない
<input type="checkbox"/>	品質証明員	施工体制	提出	收受		○	△	△	-	-	-	-	-	品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出 なお、品質証明員を変更した場合も同様とする

3-1-1-9 工事完成図書の納品

<input type="checkbox"/>	一般事項	-	協議	指示										「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------

3-1-1-12 工事中の安全確保

<input type="checkbox"/>	使用する建設機械	-	承諾	承諾										設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる
--------------------------	----------	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3-1-1-16 創意工夫

<input type="checkbox"/>	評価できる項目	-	提出	受理										自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに、監督職員に提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2節 総則(広島県)

3-1-2-1 工事完成図書の納品

<input type="checkbox"/>	施設管理台帳	-	提出	-		-	-	-	-	-	-	-	-	工事完成図書に含まれる
--------------------------	--------	---	----	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------

建設工事請負契約約款31条

<input type="checkbox"/>	引渡書	-	-	收受		-	-	-	-	-	-	-	-	発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
--------------------------	-----	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

施行番号 27410-427-1234

工事名

主任監督員

印

確認内容	把握内容	把握時期	指示及び是正の有無			
			有無	内容(1)	内容(2)	内容(3)
1_施工体制一般						
1 建設業許可標識	公衆の見やすい場所に掲示している	施工時1回程度				
2 建設業退職金共済制度	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している	施工時1回程度				
	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	施工時適宜				
3 労災保険関係成立票	労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない	施工時1回程度				
4 施工体制台帳	現場に備え付けられている	施工時の当初、変更時				
5 施工体系図	現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している	施工時の当初、変更時				
	記載のない業者が作業していない	施工時1回/月程度				
	施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	施工時の当初、変更時				
	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している	施工時の当初、変更時				
6 工事担当技術者台帳	現場に備え付けられている	施工時の当初、変更時				
7 役割分担表	現場に備え付けられている	施工時の当初、変更時				
2_配置技術者						
1 現場代理人	現場に常駐している（現場代理人を指名した場合）	施工時1回/月程度				
	監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。	施工時適宜				
2 専門技術者	配置している（専門技術者の配置を要している場合）	施工計画時、施工時適宜				
3 作業主任者	配置している（労働安全衛生法施行令第6条に該当する場合）	施工計画時、施工時適宜				
4 監理技術者（主任技術者）	施工体制台帳に記載された技術者と同一人である	着手前				
	現場に常駐している（請負代金額2,500万円以上の主任技術者及び監理技術者）	施工時1回/月程度				
	施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っている	施工時、打合せ時				
	施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている	施工時適宜				
5 施工監理補助業務	施工監理補助業務との対応が適切である。	施工時適宜				
6 下請負者の把握	下請負者が広島県の建設工事入札参加資格を受けている者である場合には、営業停止、指名除外措置の対象となっていないこと。	施工時適宜				
3_施工管理						
1 施工計画書	記載内容と現場が一致している	施工時適宜				
2 工事材料管理	工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理されている	施工時適宜				
3 出来形・品質管理	品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる	施工時適宜				
	日常の出来形・品質管理が書面に確認できる	施工時適宜				
4 イメージアップ	特仕仕様書に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある	施工時適宜				
5 検査・立会等	段階確認の時期が適切である	施工時適宜				
6 工事の着手	工期始期日以降30日以内に着手している	着手時				
7 建設副産物・建設廃棄物	産業廃棄物収集運搬車両への表示と書面が備え付けられている	施工時適宜				
8 指定建設機械類の確認	指定建設機械（排ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している	施工時1回程度				

確認内容	把握内容	把握時期	指示及び是正の有無			
			有無	内容(1)	内容(2)	内容(3)
4. 工程管理						
1 工程管理	フォローアップ等を実施し、工程管理を行っている	施工時適宜				
	現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。	施工時適宜				
	作業員の休日の確保を行った記録があり、整理されている	施工時適宜				
5. 安全対策						
1 安全活動	災害防止協議会等を設置し、活動記録がある	施工時適宜				
	店社パトロールを実施し、記録がある	施工時1回/月程度				
	安全訓練等を実施し、記録がある	施工時適宜				
	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある	施工時適宜				
	新規入場者教育を実施し、記録がある	施工時適宜				
	過積載防止に取り組んでいる記録がある	施工時適宜				
	使用機械等の点検整備について整理されており、記録がある	施工時1回/月程度				
	重機操作で、誘導員配置や重機と人の分離措置がなされた点検記録等がある	施工時適宜				
	山留め、仮締切等の設置後の点検・管理が実施され、記録がある	施工時適宜				
	足場や支保工完成時や使用中の点検・管理が実施され、記録がある	施工時適宜				
	保安施設等の整理、設置、管理が的確であり、記録がある	施工時適宜				
2 安全パトロールの指摘事項の処理	指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、関係者に是正報告した記録がある	施工時適宜				
6. 対外関係						
1 関係機関等	関係官公庁等の機関と折衝及び調整をした記録がある	施工時適宜				
	地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある	施工時適宜				
	隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある	施工時適宜				